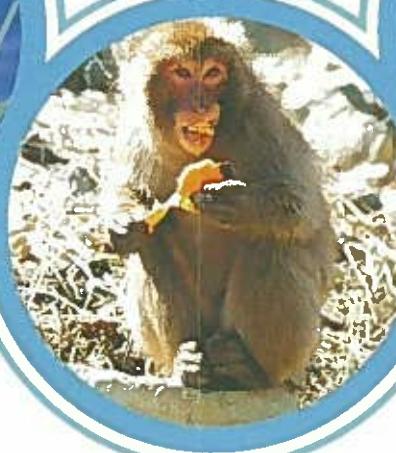


出来るところから始めましょう！

# みんなで取り組もう！ 鳥獣被害対策

点検のポイントと対策のヒント





## はじめに

静岡県では、野生鳥獣による農林業に対する被害が年々増えており、経済的な損失はもとより、生産者への精神的なダメージも深刻で、耕作放棄や離農の一因となっています。

このような中、地域で鳥獣被害対策に取り組む指導者の育成とともに、農業に携わる一人ひとりが、自らの対策だと考えなければ鳥獣被害対策は進んでいきません。

このパンフレットは、現場で鳥獣害対策に取り組むためのはじめの一歩としてもらうために企画・制作されたものです。

ぜひ、みなさんの地域での鳥獣被害対策の取り組みにご活用下さい。

## 目次

鳥獣被害対策 十か条	3
鳥獣被害を増やしていませんか？	4
鳥獣被害対策はどうすすめる？	5
こんなサインに要注意！	6
イノシシの被害を防ぐには？	8
サルの被害を防ぐには？	10
シカの被害を防ぐには？	12
ハクビシンの被害を防ぐには？	14
アライグマの被害を防ぐには？	15
カラスの被害を防ぐには？	16
捕獲によって適切な個体数管理を！	18

## 参考文献・ホームページ

江口祐輔『イノシシから田畠を守る』／井上雅央『山の畠をサルから守る』／井上雅央・金森弘樹『山と田畠をシカから守る』／杉田昭栄『カラス おもしろ生態とかしこい防ぎ方』以上農文協刊／森林総研鳥獣管理研（編著）『哺乳類による森林被害ウォッチング』林業科学技術振興所刊／江口祐輔・三浦慎悟・藤岡正博（編著）『鳥獣害対策の手引2002』日本植物防疫協会刊／兵庫県立人と自然の博物館ホームページ(<http://hitohaku.jp/>)

## 写真提供

奈良県果樹振興センター／島根県中山間地域研究センター／福井県／越前市／大野市／おおい町／高浜町／相模原市／(社)福井県獣友会／江口祐輔／大井徹／赤松富仁／新井一仁



# 鳥獣被害対策 十か条

**その1**

## あなたにもできる!

鳥獣被害対策はきっとあなたにもできます。  
自分の畠を守る当事者となって、自分でできることを考えましょう。



**その2**

## まず敵を知ろう!

相手を知ることから防除の対策は始まります。  
みんなで敵(サル・シカ・イノシシ等)を知ることからはじめましょう。



**その3**

## なぜ被害が起きるのかよく考えよう!

敵のことを知ったら、次にどうして自分の畠に来るのか考えましょう。  
獣の気持ちになって畠をみると、入りやすい盲点が見えてくるものです。



**その4**

## 絶対に守りたい作物は絶対に守ろう!

あれもこれも守りたい!では、意識も対策も分散しがちになります。  
絶対守りたい作物を選び、葉の一枚も食べられない意気込みで守りましょう。



**その5**

## あきらめない!

野生鳥獣にとって一番怖いのは人間です。  
生きもの相手に絶対ではなく、ねばり強い取り組みこそが鳥獣を遠ざけます。



**その6**

## 餌付けをしない!

畠に収穫しない農産物を放置する、出荷できない農産物を廃棄するなど、  
餌付けにつながる行為は絶対にやめましょう。餌付けが続く限り、被害は止まりません。



**その7**

## 追い払う!

野生鳥獣を見かけたら、ロケット花火や投石などでまず追い払いましょう。  
人間を怖い存在だと思わせて、二度と行きたくないと思わせることが肝心です。



**その8**

## 近づけない!

家や畠のまわりのヤブや竹林は、格好の「潜み場所」「すみか」となります。  
見晴らしを良くして、しっかり人間と獣の生活ゾーンを分けましょう。



**その9**

## 過信しない!

被害対策として電柵・網を設置しただけでは、効果はあがりません。  
下草刈り、電圧チェックなどのメンテナンスをきちんとすることが必要です。



**その10**

## 捕獲と大規模柵は最後の手段!

やれることをやってもまだ被害が出るようならば、捕獲や大規模柵の出番です。  
その場合でも、狩猟者への感謝を忘れず、柵設置後の管理を怠らないようにしましょう。

## 鳥獣被害の原因



# 鳥獣被害を増やしていませんか？

鳥獣被害が増えるのは、被害を増やすような状況が集落内に放置されていたり、当事者として自覚ある取組みになっていない面があるからです。集落の現状を皆で確認してみましょう。

## 餌付けしていませんか？

被害が起きるのは集落内に「エサがある」からです。しかも、被害が激化するのは意図しないにせよ下の図のような「餌付けをしている」実態があるからです。



## 人馴れさせていませんか？

野生鳥獣のエサとなるものが集落内に放置され、しかも追い払いもしなければ、実態としてエサを準備したり、人馴れさせたりして餌付けをしたのと同じことになります。

- たまたま集落に行ったが、危ない目に遭わずにエサが食べられた。もう一度行ったが、再度危ない目に遭わずにエサが食べられた。  
➡ 「ここはいつ行ってもエサを食べられる場所」と学習します。
- 集落に行って人に見つかったが、簡単に逃げることができた。もう一度行った際も人に見つかったが、今度も簡単に逃げられた。  
➡ 「人間はこっちを見ても何もしてこないので、人間は怖くない」と学習します。

## 人間本位に考えていませんか？

人間本位の考えは動物には通用しません。動物はそんな人間の考えを敏感に感じ取って行動します。

### 人間はこう考える

- ハンターなどの専門家に任せれば安心!! ➡ 「住民は見ているだけで追い払いしてこないから全然怖くない!」と思っています。専門家任せにせず、住民も当事者になりましょう。
- 爆音機や花火で驚かせば簡単に追い払える!! ➡ 「大きい音がするから最初は怖かったけど、何にも危害がないから怖くない」と思っています。大きな音には慣れてしまうので、別の対策をとりましょう。
- 耕作する田畠さえ守ればOK!! ➡ 「人間が管理している園地以外に出ても何も怒られないから大丈夫」と思っています。管理放棄園も監視領域にして、草刈りをしたり、追い払ったりしましょう。
- 柵を設置すれば大丈夫!! ➡ 「いつも変わらぬのしない柵だから、一度突破できたら楽勝だ」と思っています。柵を整備しなおしたり、柵の内側に網を張ったりして突破を防ぎましょう。

### 動物の気持ちになれば…

## 対策

## 鳥獣被害対策はどうすすめる?

鳥獣被害への対策は、以下の①～④の順序で行いましょう。これを火事への対応に例えると、第一に防火（①、②）、第二に初期消火（③）、第三に消防署による消化活動（④）ということになります。

①②が無くて③④を進めようとすると、「早く火を消してくれといいながら、集落のみんなが灯油やガソリンをかけて歩いている」のと同じ状況です。まずそうした行為を減らさなければ、どんな対策をやっても効果はありません。

## ①みんなで勉強!

野生鳥獣の生態や習性を知り、何が餌付けになるのかと集落のみんなで理解することが重要です。普段の行動が餌付けになっていることに気づきましょう。そのうえで、自分たちで何ができるのか考えてみましょう。

■集落で勉強をするときには、管内JAや市町・県農林事務所の鳥獣被害対策総合アドバイザーが講師を引き受けます。（裏表紙の連絡先を参照）



## ②守れる圃場、守れる集落に環境改善!

野生鳥獣にとって餌場としての価値が低くなるように、圃場や家の周りの環境を改善していきましょう。田畠の周りの藪や、家のすぐ後ろまでびっしりと生えている竹林、収穫もしなくなった庭の果樹などはエサを提供するだけでなく、潜み場所を与え、さらに作業音やラジオなどによって人慣れしてしまいます。

## ③柵で囲い、皆で追い払い!

電気柵など等で圃場を囲うことは有効な対策ですが、集落内のエサのうち、柵内のものだけを手出しにくくする手段にすぎません。周りにエサがあれば野生鳥獣は電気柵の外の作物を狙います。効果をあげるために、柵の周りの環境が餌付けになっていないか確認したり、草刈りをしたりして、メンテナンスをしっかり行いましょう。

また、追い払いは集落のみんなで日常的にやりましょう。ロケット花火がなければ石ころ、木切れを投げつける、大声で威嚇するだけでも良いのです。人間は怖いぞという態度をしっかりととることが大切です。



## ④最後は駆除や大規模柵の設置!

①～③までを自分たちで行って、どうしても被害が収まらなかつたら専門家による駆除（捕獲や箱わな設置）や大規模柵の設置を行いましょう。

■野生鳥獣は原則として捕獲が禁止されています。捕獲する場合には県知事の許可が必要です。但し、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシンやカラスなど有害鳥獣23種については、県知事から市町村長へ有害捕獲の許可権限が委譲されています。



## 獣種別の特徴



# こんなサインに要注意!

## 足跡

足跡だけでは獣種を特定できないことが多いので、他の痕跡とあわせて総合的に判断してください。

### ● クマ



指5本で大きい  
(幅約10cm)

### ● イノシシ



4本指。  
前2本のみ跡が残ることが多い

### ● シカ



4本指。  
跡が残るのは前2本

### ● サル



前  
後  
親指が短く4本に  
みえることも

### ● ハクビシン



指5本で短い

### ● アライグマ



指5本で長い

### ● タヌキ



指4本で  
犬に似ている

**注意!**足形がそのまま地面に足跡として残ることはまれです。これらは、被害場所でよく見られる足跡を表したもので、状況によって多少形は異なってきます。

## 糞

### ため糞する

タヌキ



糞粒の山になる

棒状

クマ



秋にはドングリの殻が混じる

### ため糞しない

イノシシ



粒状のものがひとかたまりに

サル



エサにより  
色・形は異なる

ハクビシン



エサにより  
色・形は異なる

粒状

シカ



俵型が多い

不定形

アライグマ



エサにより  
色・形は異なる

### 注意!

イラストで示した糞はあくまで典型例です。エサや乾燥状態によって形状は異なってきます。

## ●被害のようす



サルによる食害。ネギを掘り出して食べる



アライグマによる食害。皮を剥いで実を食べる



シカによる食痕。はさんで引きちぎるように食べる



ハクビシンによる食害。ブドウの袋を破いて食べる



イノシシによる食害。スイカを割って食べる



クマによる被害。スギの皮を剥ぎとる

## ● まぎらわしい中型動物の特徴

### ● ハクビシン



額から鼻にかけて白い線があり、頬も白い。尾は40cm前後と長い

### ● アライグマ



白くて長いヒゲ、尻尾のシマ模様が特徴

### ● タヌキ



顔はアライグマに似ているが、尻尾がフサフサとして太い

# イノシシの被害を防ぐには?

被害が減らない理由



## 「柵をつくれば安心」は大間違い

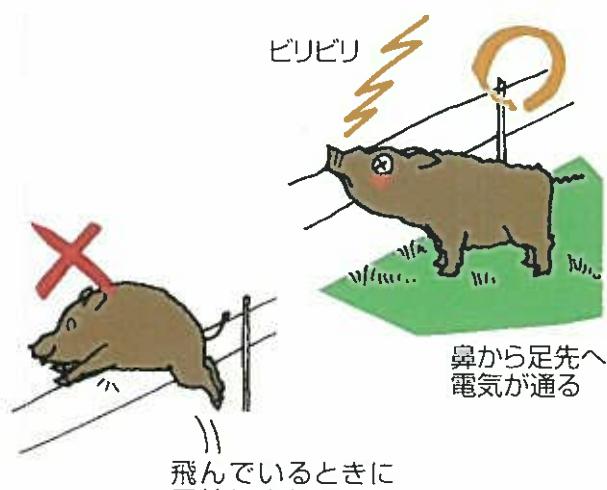
### ● 集落全体で徹底的に「嫌がらせ」を

野菜クズ、生ごみ、落下果樹、お供え物などの放置は餌付けと同じです。即回収するなどの処置をします。また耕作放棄地や田畠周辺の山際部分のヤブを刈り払って見通しをよくし、隠れ場所をなくすなど、イノシシが嫌がる環境をつくるのが防除の第一歩です。

自分の田畠は自分で守ると同時に、集落で歩調を合わせて田畠を守ることによって、イノシシはさらに集落へ近づきにくくなります。



### ● 「電気柵」手入れがなければ「ただの柵」



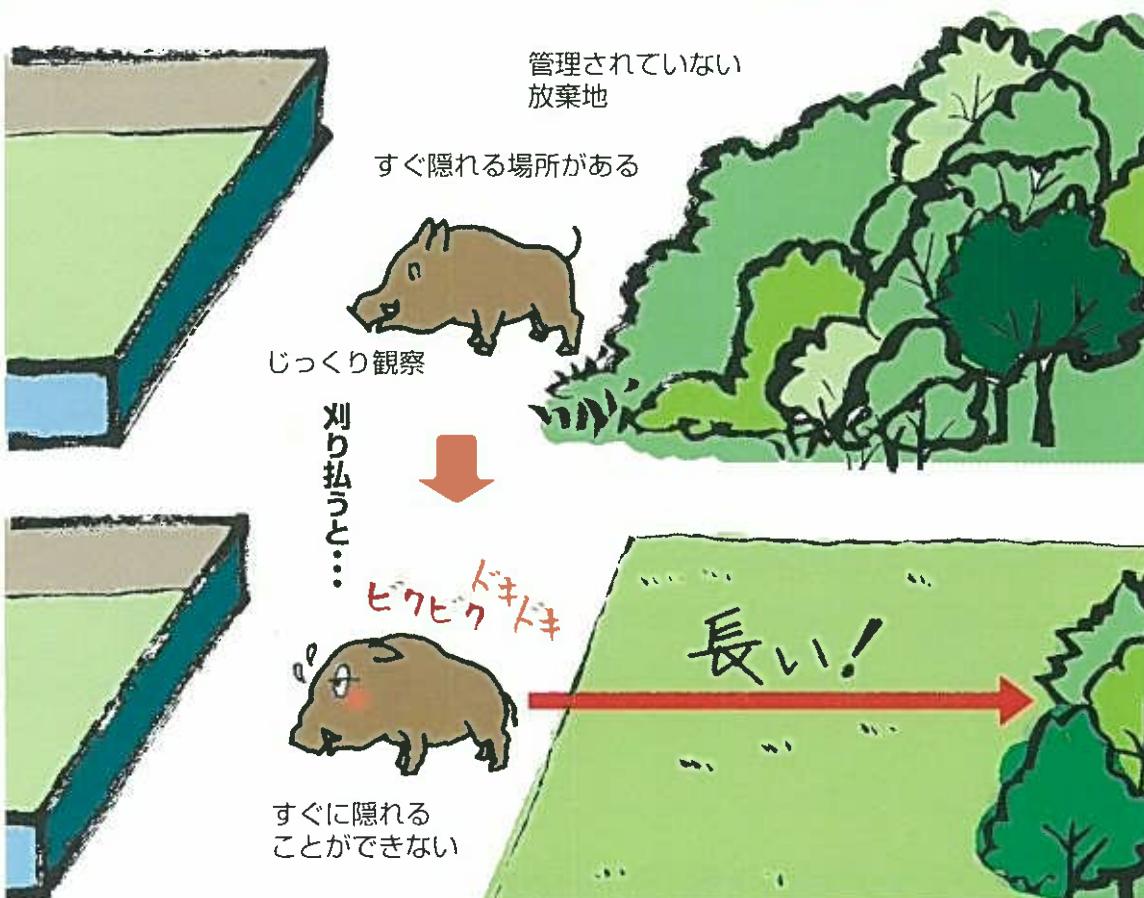
トタンや金網、電気柵で囲うのは重要な対策。しかし安心はできません。わずかな隙間でもあればおいしい「エサ」を見つめます。くぐり抜ける、飛び越えるなど高い運動能力を駆使して突破してきます。

とくに、お金をかけた電気柵は過信のもとです。電線に雑草が接触していると漏電状態になってしまないので、下草の手入れを怠れば「ただの柵」と変わらなくなることもあります。イノシシは鼻先以外、電気ショックを受けないことも忘れない。



## 対策

# 刈り払い「隠れ場所」をなくす



イノシシが丸見えになるようヤブを刈り払い、隠れ場所をなくす

## 現場の工夫—「緩衝帯」でイノシシ防除

3年前から耕作されていない棚田



和牛の放牧で草刈りして40日後



(鳥取県鹿野町の事例)

この事例では、イノシシの隠れ場所となる山と耕作地との間に広がる耕作放棄地で、牛の放牧によって草をなくし、見通しのよい「緩衝帯」を作つてイノシシの侵入を防いでいます。

農地も保全管理し、景観を保ち、イノシシが寄りつきにくい環境をつくる、まさに一石三鳥の方法です。

# サルの被害を防ぐには？

被害が減らない理由

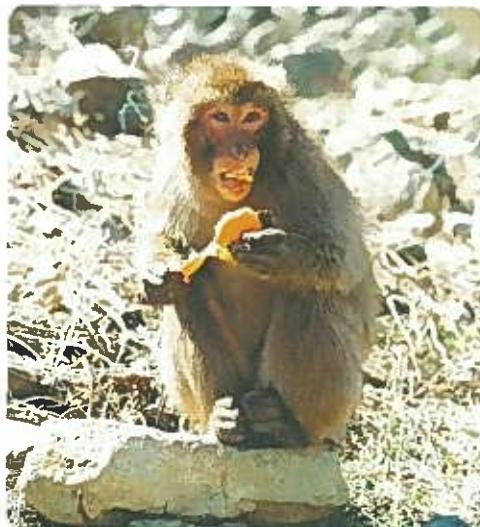


## 「餌付け集落」は魅力的なエサ場

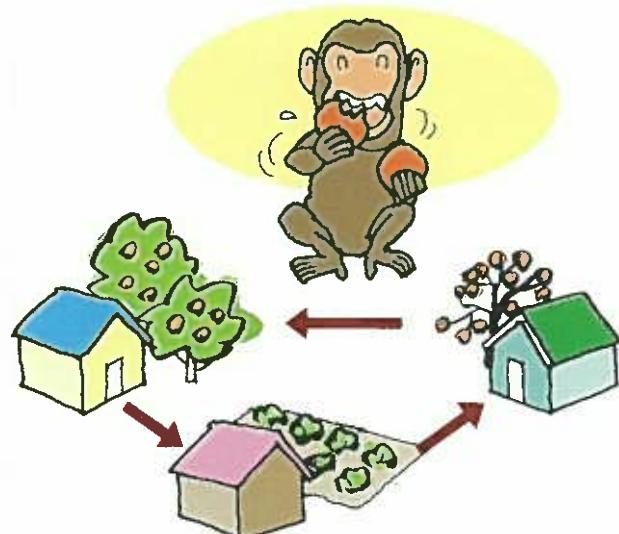
### ● 集落をサルのエサ場にしない

集落全体でエサがなくなれば、サルはやって来ません。しかし気づかないところにサルのエサがあることを知っておきましょう。お供え物、田んぼの遅れ穂、節分の豆、すてられたほだ木から出たシイタケ、放棄された竹やぶのタケノコ、ゴミ捨て場の生ゴミなど。

大がかりな柵など設置する前に集落を点検し、エサ場としての魅力を下げるよう見直すのが防除の第一歩です。



### ● サルの苦手な畠をつくる



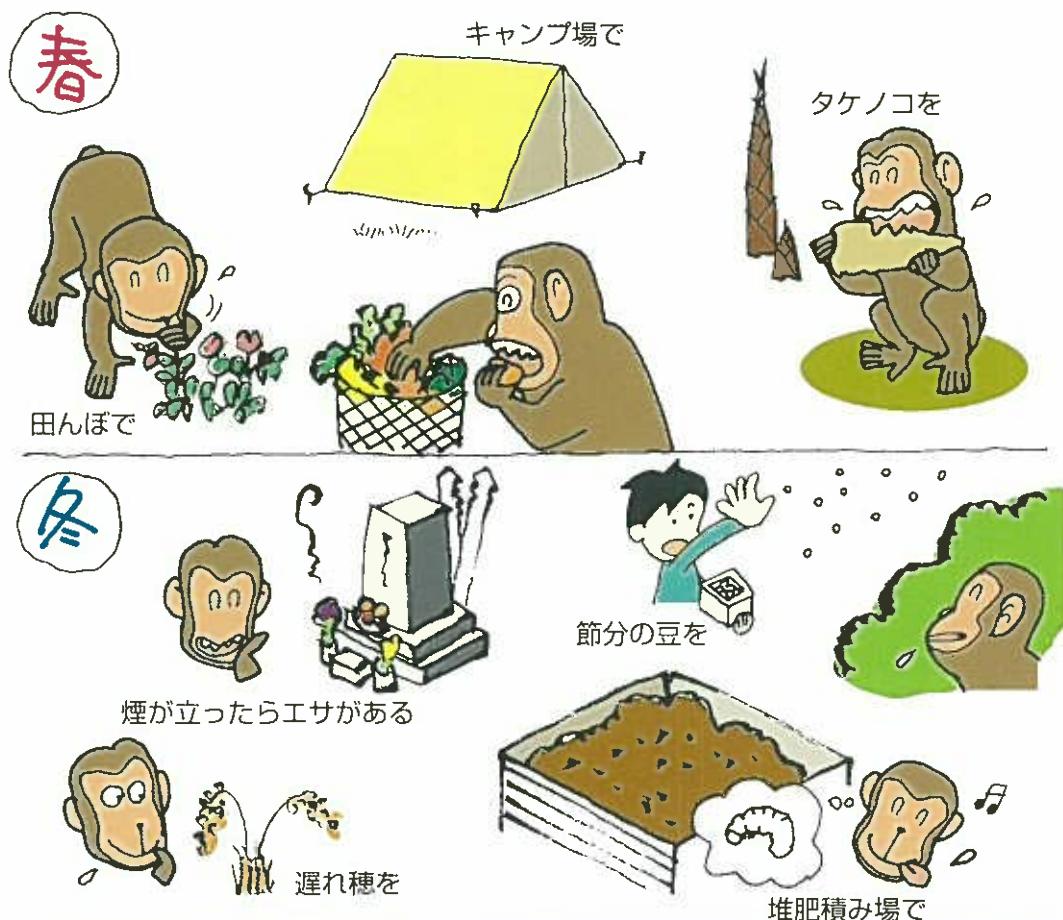
畠でも庭先でも味をしめた「エサ場」には何度でも現れる

図々しいようでも、サルは人前に身をさらすのは苦手です。畠の周囲のヤブを刈り払う、廃小屋など余計な構造物を取り除く、というように見通しをよくすることで畠へ来にくくなります。

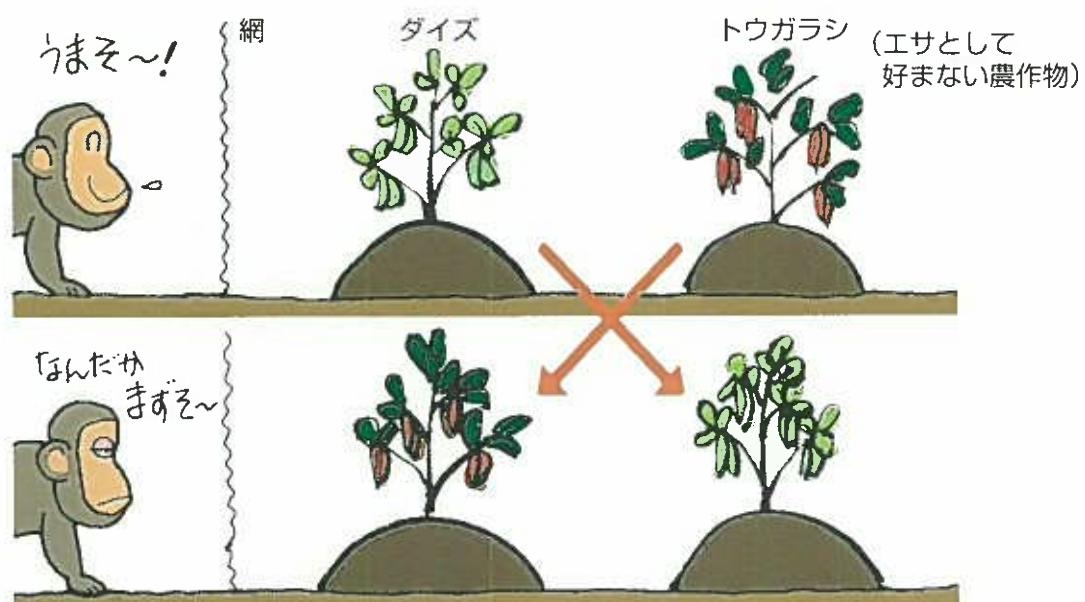
いつも被害を受けるところにはコンニャク、トウガラシ、シソなど、サルが好まない作物を植えていく。こうした小さな嫌がらせの積み重ねをするだけでもサルは集落に来にくくなります。

対策

## 知らずに行っている「餌付け」をやめる



食べても農家が追ってこないので安心できるエサの数々



植えるウネの位置を変えるだけでエサ場としての価値はものすごく違う

# シカの被害を防ぐには?

被害が減らない理由

「集落近くの豊富な雑草」が貴重なエサに

## 雪の少ない場所を求めて移動する

シカは雪に弱い動物です。積雪はエサとなる草を覆い隠し、細く長い脚は雪を踏み固めながら歩くには適していないため、雪の少ない場所を求めて移動します。およそ50cmの積雪が10日ほど続くかどうかが生息の境界線となります。

近年の暖冬化によってシカの分布域が拡大したともいわれています。



## シカを増やすかどうかは雑草管理で決まる

エサのない冬、シカは集落周辺の雑草を荒します。越冬のための体力を蓄える晩秋から厳冬期にエサが豊富だとシカが多く生き残り、それらの個体が次々と出産を重ね、さらに頭数が増えるということにもなりかねません。

獣害対策を行ううえで集落や耕作地周辺の雑草管理は大切なことですが、草刈り時期によっては、野山にエサのない時期に、シカのエサとなる青草を増やしてしまいます。秋の一時期に草刈りをすると、翌年の1~2月に集落へシカを引き寄せる原因となるので、なるべく行わないようにしましょう。



シカはウシと同じ反芻動物。路肩などの雑草を目当てに集落に現れ、農作物をついでに食べる

## 対策

# 「秋の草刈り」をやめる

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
シカのエサ	野山にエサとなる草が多い					エサが一番少ない	
シカを 寄せ付ける 草刈り	X			草刈りすると…		柔らかい草が茂ります	
シカを 寄せ付けない 草刈り	O		草刈り	秋の草刈りひと休み		エサとなる青草がない	冬枯れ※

※イノシシの被害が多発する地域では状況に応じて草刈りが必要なこともあります

## シカやクマによる林業被害を防ぐために

テープ巻き



ネット巻き



成長した木の幹に樹皮を保護する資材を巻きつけ、シカの「角とぎ」による皮剥ぎや剥いた皮を食べる食害、クマがスギ・ヒノキの皮を根元から剥ぐ「クマ剥ぎ」を防止します。

# ハクビシンの被害を防ぐには？

被害が減らない理由



## 防鳥網程度のものなら平気で食い破る

### ● 果実を中心に雑食の樹上生活者

木登りが得意で、ネットやポールはおろか一本の針金を登って渡ることができます。また、高さ1m、幅1.2mくらいはジャンプして乗り越える能力を持っています。

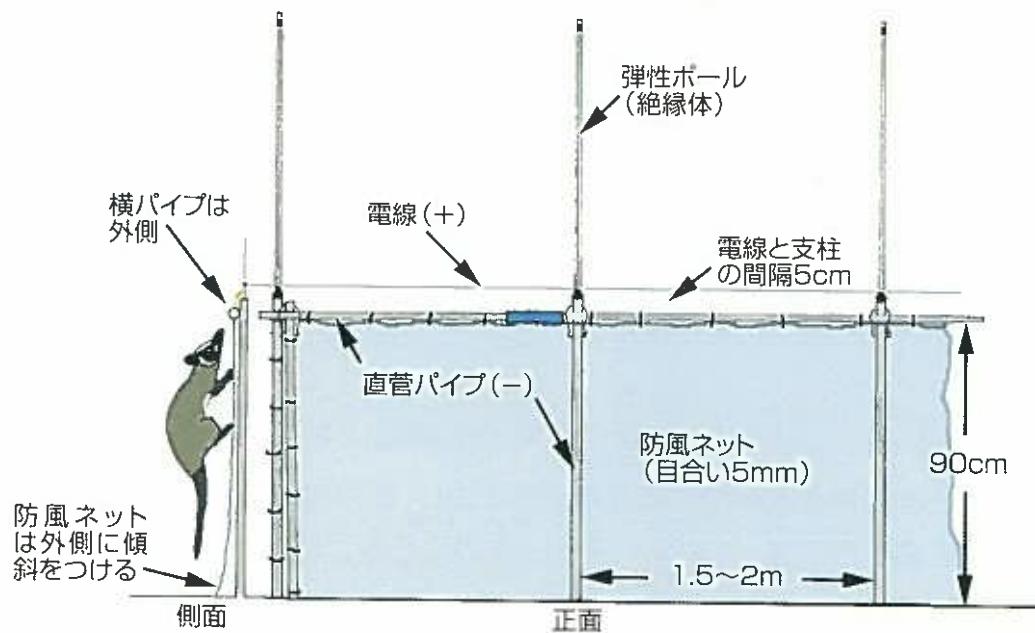
食性としては果実食中心ですが、昆虫類、ミミズ、小魚、トカゲ、ネズミなども食べる雑食性です。



対策

## 電気柵を工夫して使う

木登りがうまく、バランス感覚が発達しているので、低い侵入防止柵やネット柵ではありません効果がなく、防鳥網くらいでは食い破られてしまいます。臭い・音・光での対策も効果は一時的です。もっとも効果が期待できるのが電気柵です。下図の電気柵は、防鳥網より強度の高い防風ネットを用い、ネットを登ってくるハクビシンに対して、柵の上で電気ショックを与えて侵入を防止するものです。



電気柵「白落くん」の設置方法(資料提供・古谷益朗)

# アライグマの被害を防ぐには?

被害が減らない理由



かわいい姿が人を欺くあざむ

## 外見に似ず獰猛な性格

外見が可愛いいため、かつてペットとして大量に輸入されました。性格は獰猛で、鋭い爪と歯を持ち、家畜や人間を攻撃することもあるので注意しなければなりません。人獣共通感染症であるアライグマ回虫症や狂犬病を媒介するので注意を要します。

天敵はなく、放っておくと急激に増える恐れがあります。



対策

## 餌付けは禁物



スイカは手で果肉を掘り出して食べる

見た目に可愛いくとも、絶対にエサを与えないようにします。生ごみを畠に不用意に捨て置いたり、廃棄する作物を野積みにして置いていたりするのも餌付けと同じです。餌になるものを屋外に放置しないようにしましょう。

## かごワナでの捕獲が有効



増えるとやっかいな外来生物。  
かごワナで積極的に捕獲する

本来、日本に生息していなかった動物です。個体数が増えないよう積極的に捕獲しましょう。大型の金網で作ったかごワナで容易に捕獲できるので、多数のワナを設置し、徹底した駆除を行います。

なお、有害捕獲する際は、県知事の許可が必要なので、県農林事務所の指示に従って下さい。

# カラスの被害を防ぐには？

被害が減らない理由



## 「撃退グッズ」も慣れてしまえばみな同じ

### かしこい、しぶとい、何でも食べる

カラスはもともと人間の営みにつかず離れず生きてきた鳥です。人のそばで生き抜くかしさを備えているのはご存知のとおりです。

エサへのこだわりがなく何でも食べるので、農家の屋敷まわりや集落はエサの宝庫となります。知らず知らずに行っている無意識の餌付けをカラスの目線でチェックする必要があります。



### あきらめずカラスの「慣れ」を防ぐ



#### 「慣れ」を防ぐ!

撃退グッズも使いよう。いくつか組み合わせて慣れを防ぐ。効かなくなったら片付けて、いつまでも放置しないなどです。「カラスにとって一番怖いのが人間」であることが大切です。

防鳥テープや爆音器、カラスの死体や模型、黒ビニールなどなど、カラスを追いやるさまざまな方法が試されてきました。一時的には効果を発揮するものは多いのですが、時間とともにその効果はうすれていきます。

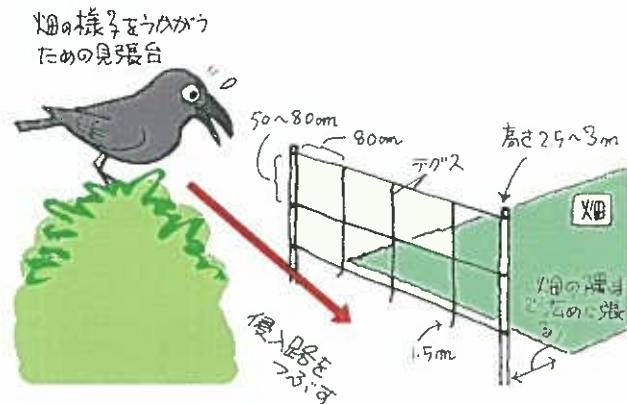
その「慣れ」を防ぐのが、カラス防除の大きなポイントです。複合的に組み合わせる、効かなくなったら片付けて、いつまでも放置しないなどです。「カラスにとって一番怖いのが人間」であることが大切です。

## 対策 かしこさゆえに持つ「警戒心」を利用する

### テグスで防ぐ

カラス防除にはテグスなど物理的手段が有効です。カラスは畠を狙う際、様子を伺う見張り台のようなところにいったん止まり、安全かどうか、まわりのようすを確認してから侵入します。

そこで、その侵入路をつぶすようにテグスを張る、畠の隅まで広めに張る、といった工夫も効果的です。畠全面をテグスで覆わなくてもしばらくの間カラスは恐怖感をもつようになります。



### 被害がひどいとき—捕獲の工夫



カラスの捕獲檻の設置例



逃げようとしても針金が障害となる

※主に捕獲する対象は群れをつくって行動する若いカラスです。



# 捕獲によって適切な個体数管理を!

捕獲による適切な個体数管理も、農作物被害対策の一つです。

個体数管理には、「狩猟」と「有害鳥獣捕獲」があります。これらの方針を活用し、農業者、行政、獣友会等が連携、協力し合って有害鳥獣対策を実施することが重要です。

## 狩猟制度

狩猟者登録者が狩猟鳥獣を対象に、狩猟期間中に捕獲するものです。

### 狩猟をするために

まず狩猟免許を取得し、狩猟者登録をする必要があります。

### 狩猟できる期間

狩猟者登録の有効期間

毎年10月15日～翌年4月15日

静岡県内で狩猟ができる期間

毎年11月15日～翌年2月15日

### 狩猟する方法

狩猟者登録をした者は、狩猟期間内であれば狩猟対象鳥獣を定められた方法によって捕獲できます。但し、狩猟を禁止する場所では捕獲できません。

#### 狩猟対象鳥獣

イノシシ、シカ、ハクビシン、アライグマ、タイワンリス、キジ、ヒヨドリ等(サルは狩猟鳥獣ではないので有害鳥獣捕獲に限る)。

#### 狩猟禁止場所

鳥獣保護区、休猟区、公道、区域が明示された都市公園等、社寺境内・墓地、自然公園の特別保護地区・原生自然環境保全地域。また、特定猟具使用禁止区域(銃)では、銃を用いた狩猟が禁止されています。

### 注意すること

- 初めて狩猟をする場合には、経験のある狩猟者に相談するのが望ましい。
- 捕獲したシカやイノシシ等は適切に処理し、山野に放置しないこと。

## 免許の種類

- 網猟免許(むそう網、はり網等)
- わな猟免許(囲いわな、箱わな、くくり罠)
- 第一種銃猟免許(散弾銃、ライフル銃、空気銃)
- 第二種銃猟免許(空気銃)  
※銃を使用する場合には警察から所持許可を受けなければなりません。

## 免許取得から狩猟者登録までの手順

### ●狩猟免許申請

6月下旬から7月下旬の受付期間内に、必要書類に受講料(5,200円)と手数料を添えて申請します。管内の県の農林事務所森林整備係に申し込みます。

### ●講習会(県獣友会が実施)

任意参加で合格への近道です。  
平成20年度の場合:7月下旬、費用7,000円  
(テキスト、昼食込み)

### ●狩猟免許試験(県が実施)

日 程 每年8月の第4日曜日(1日)  
内 容 適正試験・知識試験・技能試験  
会 場 東部農林事務所、中部農林事務所、西部農林事務所の3ヶ所  
受験資格 20歳に満たない者や精神障害者、麻薬や覚醒剤等の中毒者などは、狩猟免許試験を受けることができません。

### ●狩猟免許の更新

3年ごとに更新(更新事務手数料:2,800円)

### ●狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟はできません。狩猟をしたい場所の都道府県知事に登録料等を添えて狩猟者登録を申請します(毎年登録が必要)。

## 有害鳥獣捕獲制度

被害者または被害者から依頼を受けた者が、生活環境や農林水産業等に被害を与える有害な鳥獣を対象に、市町長（一部県知事）の許可を得て捕獲するものです。

### 制度の活用について

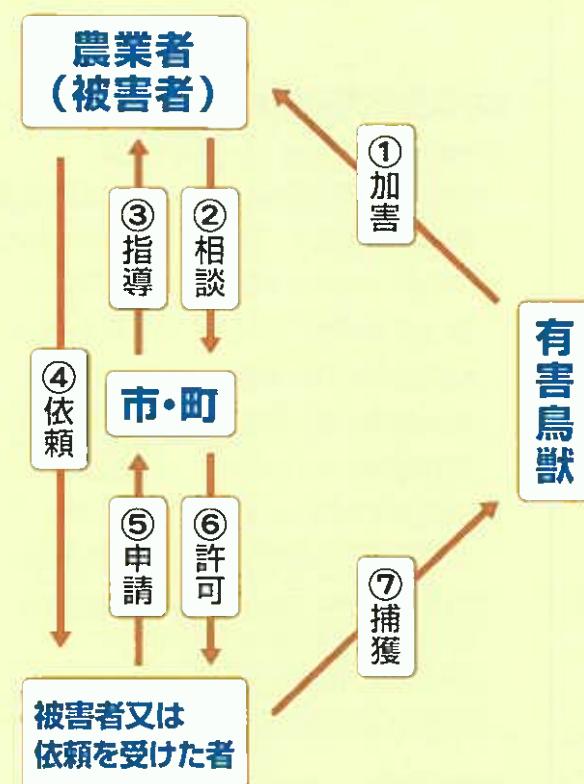
法律等で捕獲が禁止されている場所や期間であっても、許可を受けることによって捕獲が可能となります。被害を受け、この制度を活用したい場合には、市町・農林事務所・県自然保護室等の窓口に相談してください。なお、銃器・わなや網を使用して捕獲する許可を受ける場合には、捕獲の実績が必要となります。

### 農林業者の特例

農林業者の特例として、以下の条件を満たしていれば、囲いわな設置の際に狩猟免許や狩猟者登録が不要となります。

- ①わなの種類 囲いわな（天井部が覆われていない）
- ②設置目的 農林業者が被害防止目的で設置
- ③期間 狩猟のできる期間
- ④捕獲獣 狩猟獣に限られる
- ⑤設置場所 鳥獣保護区等捕獲が禁止されている場所以外、原則として自らの所有地（被害地及びその周辺）

### 有害鳥獣捕獲の流れ



### 捕獲物の処理方法

原則自由ですが、捕獲個体を致死させる場合(止めさし)には、出来る限り苦痛を与えない方法によることが必要です。また、銃を使用する場合には別途狩猟免許が必要になります。自分で止めさしきれない場合には、狩猟者に依頼すると安心です。



# 【鳥獣被害対策】相談・問い合わせ先一覧

野生鳥獣の被害にあつたら、あきらめる前にまず相談を!  
下記までお気軽に連絡下さい。

## ● 県内各地域の鳥獣被害対策については下記まで

各市町役場 産業・農業関係部局

県内各農林事務所：農業対策は地域振興課まで／林業・森林・狩猟免許関係は森林整備課まで  
・賀茂農林事務所（電話）：地域振興課 0558-24-2078／森林整備課 0558-24-2082  
・東部農林事務所（電話）：地域振興課 055-920-2161／森林整備課 055-920-2169  
・富士農林事務所（電話）：地域振興課 0545-65-2194／森林整備課 0545-65-2203  
・中部農林事務所（電話）：地域振興課 054-286-9281／森林整備課 054-286-9011  
・志太榛原農林事務所（電話）：地域振興課 054-644-9224／森林整備課 054-644-9243  
・中遠農林事務所（電話）：地域振興課 0538-37-2277／森林整備課 0538-37-2301  
・西部農林事務所（電話）：地域振興課 053-458-7219／森林整備課 053-458-7235  
・西部農林事務所天竜農林局（電話）：地域振興課 053-9126-2139／森林整備課 053-9126-2314

静岡県産業部農林業局 農業振興室（電話）054-221-3611

※平成21年度より農山村共生室となります。

静岡県産業部農林業局 林業振興室（電話）054-221-3618

静岡県建設部森林局 森林整備室（電話）054-221-2670

## ● 保護管理・有害鳥獣捕獲について

静岡県県民部環境局 自然保護室  
(電話) 054-221-2719

## ● 講習会・獵友会について

社団法人静岡県獵友会  
(電話) 054-253-6427

## ● 本冊子・JAの鳥獣被害対策について

JA静岡中央会(農政営農部)  
(電話) 050-3101-3946



2009年3月10日発行

企画・発行:JA静岡中央会(農政営農部)

監修:井上雅央(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター)

制作:(社)農山漁村文化協会

この冊子は平成20年度強い農業づくり交付金事業(農作物鳥獣被害対策推進費)を活用して制作しました。  
複製・転載する場合は必ずJA静岡中央会ならびに制作者(農山漁村文化協会)の許諾を得てください。